

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 (70908000)

EXミリングバー

【形状・構造及び原理等】

(1)材質

- ①作業部表面 : ダイヤモンド
②軸部及び基材部 : 超硬合金

(2)形状、構造



(3)寸法 (mm)

種類	作業部直径	首下長さ	全長
ダイヤモンドφ1mm	1.0	12	50
ダイヤモンドφ2mm	2.0	16	

軸部直径：4.0mm

【使用目的又は効果】

補綴物等の研削に用いる器材をいう。別に名称を定めるものを除く。

【使用方法等】

本品をコンピュータ支援切削加工機に装着し、回転させて、断続的に被研削物に押し付けて研削を行う。

【使用上の注意】

1)使用上の注意

- ①コンピュータ支援切削加工機（CAM）メーカーの指定に従って使用すること。
- ②使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- ③本材を用いて歯科技工物等の研削作業を行う際には、粉塵による人体への影響を避けるために、保護めがね、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- ④無理な角度、過度圧力での使用は避けること。
- ⑤損傷、変形（サビ、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは使用しないこと。
- ⑥本材使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止すること。

2)重要な基本的注意

- ①本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないようにすること。
- ②本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合には、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・ 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 : 山八歯材工業株式会社
電話番号 : 0533-57-7121
FAX番号 : 0533-57-1764
e-mail : box@yamahachi-dental.co.jp

製造業者 : 山八歯材工業株式会社